

令和 4 年 6 月 20 日現在

機関番号：17401

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2021

課題番号：18K01341

研究課題名（和文）事業再生の多様化とその理論的基礎 法的最低要求は何か？

研究課題名（英文）The importance of bankruptcy law in the field of business revitalization

研究代表者

河野 憲一郎（Kawano, Kenichiro）

熊本大学・大学院人文社会科学研究部（法）・准教授

研究者番号：40350293

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、事業再生の領域における法的整理の手続の意義について検討した。私的整理の隆盛にも関わらず、法的整理の手続（会社更生、民事再生）は、いぜん独自の存在意義を有している。ここでは、私的整理におけるとは異なり、裁判所の手続であることに起因する強制性が、反対債権者に対して清算価値を保障するための不可欠の要素である。それと同時に、再建型の手続においては、破産手続におけるとは異なり、清算価値が保障される限りにおいて、厳格な債権者平等取扱原則は排除されうる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、再建型倒産手続を、伝統的な理解のように破産手続をモデルにして把えるのではなく、清算価値保障という第一段階の部分と再建計画を通じたさらなる余剰の追求という第二段階の部分とからなる手続として理解することによって、手続における裁判所の積極的関与の位置付けを明らかにし、また、商取引債権者の優遇や債権の劣後化について、その「理論的な根拠」を明らかにした点にある。このことによって、限られた問題についてはあるが、事業再生の実務への指針を示すとともに、私的整理によって行われる事業再生との連続性のある「動態的規律」をも、多少は示しえたのではない。

研究成果の概要（英文）：In this research, the importance of the bankruptcy law in the field of business revitalization is examined. Despite the prosperity of Out-of-Court-Workout, legal procedures of reconstructive bankruptcy such as Corporate Reorganization and Civil Rehabilitation still have their own raison d'être. Here, unlike the Workout, compulsion related to the court proceeding is inevitable element to guarantee the liquidation value to the dissenting creditors. At the same time, strict "par conditio creditorum" rule in straight bankruptcy can be excluded in the reconstructive bankruptcy procedures, as far as the liquidation value is preserved.

研究分野：倒産法

キーワード：事業再生 清算価値保障原則（商）取引債権者 金融債権者 債権の劣後化

1. 研究開始当初の背景

(1) 近時の事業再生の実務では、'事業再生手法の多様化'が見られる。すなわち、従来、私的整理 と言えは、整理屋の跋扈する不透明な手続とのイメージが一般的であったが、今日ではこうした状況は一変し、「私的整理ガイドライン」が公表され、その後、中小企業再生支援協議会、事業再生 ADR、地域経済活性化支援機構などによる、中立的な第三者機関が調整を行う仕組みが整備され、その結果、事業再生分野では私的整理がきわめて活発に利用されるに至っている。そして、このことは 法的整理 の申立て件数の激減をももたらしている。また、事業再生手法の多様化に伴って、法的整理と私的整理の接近ないし融合現象も見られる。すなわち、一方で、法的整理を利用しやすくする観点から、金融債権に対する「商取引債権の保護」による事業価値の維持が、他方で、私的整理への「多数決原理の導入」などが議論されている。このような状況に鑑みると、事業再生という目的により即した、私的整理と連続性を確保した動態的な規律を提示することが、今日の倒産法理論には求められている。

(2) この点、従来の倒産法理論は、清算型の破産手続を再建型手続のモデルとし、事業継続による継続企業価値を 責任財産 ととらえ、それを関係人に割り付けるという思考を採っていた。しかし、もしこの「破産モデル」の理論の説くように、民事再生手続や会社更生手続などの再建型手続を「責任財産の割付け」という観点からとらえるのであれば、これらの手続のもっとも重要な局面ともいべき「再建計画」の手続の位置付けが不明確になるし、その結果、この再建計画手続における関係人の行動の動態的分析にも結実させることができない。そうだとすると、従来の倒産法理論は、必ずしも私的整理との連続性のある理論には発展しえていなかったとも見うる。

これに対して、筆者は、平成 26-28 年度基盤研究(C)(代表)「倒産企業の再建に関する新たな理論の構築」(課題番号: 26380124)の研究において、法的倒産手続の構造に関する基礎的研究を行い、「破産モデル」の理論に代わる「再建計画型モデル」の理論を示した。そこでは、法的整理の手続においては、少数債権者が憲法上保障された清算価値の保障を受けうるべく、手続の随所で裁判所の後見的な介入権限が認められていることが明らかにされ、また、かかる「強制性」こそが、法的整理が私的整理とは決定的に異なる点であることも指摘されていた。

(3) この「再建計画型モデル」の理論をさらに展開することによって、私的整理と法的整理との関係を新たにとらえ直すこと、特に裁判外での私的自治による処理と倒産法上の強行的処理との関係について、手続の構造と具体的な問題の規律を通じて明らかにすることが可能であり、また有用ではないだろうか。

2. 研究の目的

本研究は、法的整理の手続が「裁判上の」手続として存在する意義を再確認すること、そして、これを踏まえて、私的整理との連続性を有しつつ、それとの新たな役割分担を基礎づけうる(法的整理の)理論の構築を試みることを目的とする。すなわち、「破産モデル」の理論に代わる「再建計画型モデル」の理論を基礎に、「裁判上の制度」としての倒産手続が有する基本的特色、そのような(法的)倒産手続と私的自治にもとづく債務整理である私的整理との境界をめぐる問題、法的整理による規律を回避する試みについて、理論的提言を試みるものである。

3. 研究の方法

(1) まず、比較法研究を行う。これに関しては、アメリカ合衆国におけるチャプター・イレブン(=更生)手続不要論、英国の債務整理計画(scheme of arrangement)の制度、わが国倒産法の母国であるドイツの制度の検討を行う。これらを通じて、各国で様々な形のある「倒産手続」というものの外縁を明らかにすると同時に、法的整理の手続が「裁判上の」手続として存在する意義を再確認する。

(2) わが国の事業再生の実例に即して、法的倒産手続における強行的なルールである 債権者平等の原則 と 清算価値保障原則 について、手続構造に即して明らかにする。具体的には、第一に、「商取引債権者の優先的保護」の問題を取り扱う。倒産債権と共益/財団債権という概念区分をとる日本法のシステムとその背景にある手続構造上の基礎にも立ち返りながら、その理論的基礎に迫る。第二に、一部債権者(内部者)の債権の劣後化の可否とその理論的根拠について検討する。

(3) 本研究課題と関係する重要な判例・裁判例について研究を行なうほか、指導的な倒産法実務家と意見交換をし、わが国の問題状況についての正確な理解を得ることに努める。

(4) 上記(1)~(3)の成果を総合して、法的整理と私的整理の役割分担に関する基礎理論

を定立する。

4. 研究成果

(1) 平成30年度は、全体の研究の基礎固めを行なった。まず、比較法研究として、アメリカ合衆国におけるチャプター・イレブン(=更生)手続不要論の文献のほか、英国の会社任意整理(Company Voluntary Arrangement)や債務再編計画(Scheme of Arrangement)およびドイツの保護傘手続(Schutzschirmverfahren)や倒産前の企業の再生についての文献の収集と分析を行った(それらの成果として、英国法との比較において、ドイツの倒産前の企業再生手続の展開を提案する文献についての紹介を行った。)この研究を通じて、ドイツ法では、英国のCVAやSAとは異なり、裁判所が重要な役割と形式的な効力を持つこと、裁判所の監督に服する監督人もいることが重要な相違であり、こうした手続構造上の相違を注意深く考慮して、わが国の議論を展開する必要があることを明らかにしえた。また、わが国においてもっぱら倒産ADRのみを活性化する議論をするのであれば、それは債権者に法的な手続を保障するという観点からは非常に問題であり、むしろ裁判所の関与の下で、株主自治を排除し、組織の再編にまで至る法的手続を保障しておくことが求められている、との帰結に至った。以上要するに、比較法研究の結果、英国の債務整理計画の手続とドイツおよび日本の倒産手続の構造の違い(裁判所の監督の有無)を明らかにし、わが国の法的整理の手続の全体構造と存在意義を明らかにすることができた。

また、比較法研究のみにとどまらず、判例研究を通じて、わが国の問題状況を拾い上げることにも努めた。非典型担保の処遇や小規模個人再生に関する研究を行ない、あわせて最近の判例の評釈を公刊した。これらのうち、最決平成29年5月10日民集71巻5号789頁の研究を通じて、今日の企業金融の一端について理解を深めることができた。また、最決平成29年12月19日第71巻10号2592頁の研究により、再建計画手続の構造の一端を明らかにすることができた。

(2) 平成31年(令和元年)度は、前年度の比較法研究も踏まえて、平時(および民事再生手続開始時)と、会社更生手続開始時の法的規律の相違の基礎について、検討し、取りまとめた。すなわち、会社更生手続が開始された場合には、組織的側面での再編が手続の不可欠の要素となっていること、また、「裁判所の関与」の下で、株主自治を排除した形での組織の再編がなされることを、具体的に明らかにした。これらの諸点は、裁判外でなされる私的整理では不可能であり、会社更生法が規律する手続の存在理由を積極的に基礎づけるものである。

あわせて、金融債権者に対する商取引債権者の優先的保護の問題をも取り扱った。すなわち、もともと私的整理手続においては商取引債権者と金融債権者とを区別をすることは当然に行いいうところであったが(むしろこの特性こそが、事業再生における私的整理の活発な利用を促した根拠の1つでもある。)法的整理の手続においては、それができるかどうか、またその法的根拠については、大いに議論のあるところであった。本年度の研究により、法的整理手続の基本型である破産手続では、それが強制的な清算手続であることから、実体法が定めた優先順位を前提に一般債権者間での厳格な債権者平等取扱原則が妥当すること、これに対して、会社更生や民事再生では、このような厳格な債権者平等取扱原則が修正される根拠は、清算価値を保障した上で、さらなる余剰の追求を「再建企業への投資」としての再建計画において認めている、各再建型手続の手続構造の中に見出せることを明らかにした。

(3) 令和2度は、前年度の準備を承けて、今日需要の急増している劣後ローンを特に念頭に、「債権の劣後化」の実質的根拠を明らかにする作業を行った。従来、必ずしも倒産手続の構造に即した理論的に明確な整理がなされていなかったところ、研究実施の成果として、当該債権者が倒産手続における責任法的割当てから自らの意思で抜け出すこと、そのことが他の債権者の法的地位に何らの不利益を及ぼすものではないこと、がその根拠であることを明らかにしえた。これを踏まえて、法的整理手続開始の局面、破産配当の局面、再建計画手続の局面での劣後ローンの取り扱いについても一定の方向性を示しえた。

なお、新たな研究課題「信用供与と責任財産をめぐる基礎的考察」の申請を行った(採択:課題番号:21K01253、基盤研究(C))。前年度応募を行った理由は、予定よりも早く研究が完了する見込みがあり、また、本研究と同時進行的に進めることによる相乗効果が期待できたからである。特に、永久劣後ローンや企業金融に関する問題を検討するにあたっては、本研究と並行した調査・研究が有用であると考えた。

(4) 最終年度である令和3年度は、これまでの作業のとりまとめを行った。研究の結果、いわゆる債権者平等取扱原則は、倒産(特に破産)手続において、手続の開始によって債権者は固定され、限界付けられた財産を責任法的に割り当てられる(W. Henckel)こととの関連で理解されるべきこと、法的整理の手続においては、かかる意味での清算価値を保障するために裁判所の積極的な関与が当然に予定されていること、再建型手続の特色は、「再建企業への投資」としての再建計画において、さらなる余剰の追求が認められている点にあること、清算価値が保障される限度において、会社更生や民事再生では、厳格な債権者平等取扱原則が修正されるべきこと、また、債権の劣後化も、上記の通り、責任法的割当てとの関連で理解されるべきことなどを明らかにしえた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 5件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 河野憲一郎	4. 巻 151号
2. 論文標題 倒産手続における劣後債権の位置付け	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 熊本法学	6. 最初と最後の頁 228 - 202
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河野憲一郎	4. 巻 252号
2. 論文標題 〔判例解説〕差し押さえられた債権に対する二重弁済と偏頗行為否認（最判平成29.12.19）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト（倒産判例百選第6版）	6. 最初と最後の頁 208 208
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河野憲一郎	4. 巻 252号
2. 論文標題 〔判例解説〕遺産分割と無償否認（東京高判平成27.11.9）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト（倒産判例百選第6版）	6. 最初と最後の頁 209 209
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河野憲一郎	4. 巻 151号
2. 論文標題 会社更生手続の基本構造 その「組織法的側面」について	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 熊本法学	6. 最初と最後の頁 228 - 202
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河野憲一郎	4. 巻 147号
2. 論文標題 民事訴訟における「法人格の異別性」の主張とその規制の法理	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 熊本法学	6. 最初と最後の頁 1 - 24頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河野憲一郎	4. 巻 148号
2. 論文標題 会社更生手続の基本構造 その「組織法的側面」について	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 熊本法学	6. 最初と最後の頁 109 - 139頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河野憲一郎	4. 巻 13
2. 論文標題 Andrea Braun, Die vorinsolvenzliche Sanierung von Unternehmen: Ein Vorschlag für ein neues Restrukturierungsverfahren unter Berücksichtigung der englischen Arrangements (Nomos, 2015), 336 pp.	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 仲裁とADR	6. 最初と最後の頁 51-55
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河野憲一郎	4. 巻 143
2. 論文標題 信用状発行銀行が輸入業者の輸入商品上に有する譲渡担保権と占有改定の方法による引渡し	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 熊本法学	6. 最初と最後の頁 81-92
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河野憲一郎	4. 巻 144
2. 論文標題 小規模個人再生における住宅資金特別条項を定めた再生計画案の可決と信義則に反する行為	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 熊本法学	6. 最初と最後の頁 187-200
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件 (うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 河野憲一郎
2. 発表標題 グローバル化社会における民事手続法の研究および教育
3. 学会等名 PHOENICSシンポジウム 特別講演会 (招待講演)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------